

八街市協働のまちづくり検討会における今後の進め方

設置要領抜粋

(目的)

第1条 この要領は、八街市が協働のまちづくりを進めていくにあたり、市民と市職員が一体となり、協働の仕組みや推進策等に関する調査並びに検討を行っていくことを目的とする。

(所掌事務)

第3条 検討会において、次の業務を行うものとする。

- (1) 協働に関する先進事例等資料の収集、八街市の現状・課題等の把握、また、収集した資料等を基に、八街市における協働のあり方等について、調査・研究を行う。
- (2) 八街市に合った協働のまちづくりに関する指針（案）等についての検討を行い、原案を作成する。
- (3) 今後、市が計画すべき推進策について検討する。
- (4) その他協働に関する事項について

(分科会)

第6条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じて分科会を置くことができる。

- 2 分科会において調査及び検討する項目・内容は、検討会において決定する。
- 3 分科会の構成員は、会長が検討会に諮った上で決定し、分科会長は、会長が指名する。
- 4 分科会を開催する時は、分科会長が事前に会長の承認を得た上で開催するものとする。
- 5 それぞれの分科会における検討内容、及びその結果・概要は、検討会において報告しなければならない。検討会は報告された内容について、今後の推進策の一つとして対象となるか検討しなければならない。

1. 分科会の設置及びテーマ設定（第6条第1項及び第2項関係）

・分科会の設置(案)：以下の5つのテーマ毎に分科会を設置する。

・テーマ設定（案）

- 第1分科会 高齢者福祉・障害者福祉
- 第2分科会 子育て・教育・生涯学習
- 第3分科会 防犯・防災・ボランティア
- 第4分科会 環境・都市計画
- 第5分科会 経済・産業・観光

2. 分科会の構成員及び役割分担（第6条第3項関係）

・構成員（案）

別紙分科会構成員（案）のとおり

分科会5班の場合、1班あたり7～8人で構成

・分科会内での役割分担

分科会長 会長が指名する。

司会進行（会長）、副会長（会長補佐）、書記（議事録作成）、報告者（発表）

各分科会で、役割分担について協議し、別紙「八街市協働のまちづくり検討会 分科会役割分担報告書」を事務局に提出してください。

3. 分科会開催について（第6条第4項及び第5項関係）

平成26年度の開催スケジュールは、別紙「検討会スケジュール」のとおりを予定。
おおむね1ヶ月に1回の開催を実施し、8月に中間報告を行い平成27年1月に各分科会の調査、研究結果を最終報告する。

1月の最終報告を受け、3月の検討会で全体の取りまとめ結果を報告する。

ただし、各分科会毎に自主的に分科会を開催する場合は、事務局へ開催日、開催場所等を報告してください。

4. 分科会の検討内容

ステップ1 テーマ毎に本市における現状を把握する。

（実施事業・活動状況・問題点などの現状把握）

ステップ2 現状を踏まえて、どういうことができていて、どの部分ができていないか。
（他市の事例等を調査するなど、本市としての課題を把握）

ステップ3 課題に対してどういう方向性で解決することが理想か。
（理想像と課題に対する実現可能な解決方法の提案）

※検討した課題やその解決策、理想像を数多くあげることに勤めてください。

分科会においては、一定の方向性や結論は出さずにいろいろな視点からテーマに対し多くのアイデア、発想を構成員で出し合ってください。

5. 分科会の検討内容等の報告について（第6条第5項）

分科会で検討した内容については、毎回、書記が議事録等を作成し、電子データで事務局へ提出してください。

報告様式は、別添「八街市協働のまちづくり検討会分科会報告書」を基本とし、資料等がある場合は別途添付してください。

議事録等（検討内容、進行状況等）を、市ホームページに掲載し、閲覧した市民がメール等で意見を述べるようにする予定です。

投稿のあった意見の内容は、検討会（分科会）へ事務局から報告します。

6. 検討内容のまとめ（第1条及び第3条関係）

平成27年1月に開催予定の検討会において、各分科会の最終報告会を実施しその内容について、今後の本市の協働のまちづくりにおいて実現可能な推進策の対象となるかを審議する。

2月の検討会では、1月の審議内容を取りまとめ指針案の原案を作成する。

3月の検討会では、2月の原案を踏まえて修正を加え指針案について最終決定する。

平成27年4月に開催予定の協議会において、検討会で作成した指針案について審議し合意を得た後、パブリックコメントを実施したうえで指針を決定する。

《指針作成スケジュール》

平成26年8月検討会 中間発表

平成27年1月検討会 最終報告会（発表）＋内容審議

2月検討会 1月の審議内容の取りまとめ＋指針案の原案作成

3月検討会 指針案の決定

4月協議会 検討会の指針案の内容を審議し合意

5月以降 パブリックコメント実施
指針決定